



先日、特許庁から拒絶査定を通知されました。このような経験がこれまでにないため、権利を取得できるか不安です。今後の流れや、より良い対応の仕方について教えてください。

(滋賀県 Y. K)



### 1. はじめに

拒絶査定を受けた場合、拒絶査定不服審判（以下、審判）を請求することが可能です。審判請求にあたっては、拒絶理由が解消されるようにクレームを補正しつつ、審判請求書を提出できます。

一方で、拒絶査定理由に納得がいかない場合には、拒絶査定時のクレームで（補正せずに）審判を請求することも可能です。

### 2. 前置審査

審判請求時にクレームを補正した場合は、前置審査に係属することになります。

前置審査は原則、拒絶査定をした審査官によって行われ、この前置審査において拒絶査定が取り消されて特許査定がなされる場合もあります。また、審査官が軽微な補正で特許可能と判断する場合には、拒絶理由が通知されることもあります。

### 3. 前置解除

補正クレームによって拒絶理由が解消されないと審査官が判断した際は、その理由を記載した前置報告書が通知

されます。

前置報告書に対しては、その内容に対する反論や、さらにクレームを補正する準備があることを記載した上申書の提出が有効な場合があります。

### 4. 面接について

#### (1) 審査官面接

特許庁の「面接ガイドライン」によれば審査官との面接は、前置審査の終了まで、あるいは、拒絶査定から審判請求前間で可能です。

ただし、拒絶査定から審判請求前に審査官面接を申し込む場合、具体的な請求理由および補正案の提示が求められますのでご注意ください。

審査官面接には、審判請求前に審査官から補正案についての意見を聞くことにより、審判請求書の記載やクレーム補正を準備する際の検討材料が得られるというメリットがあります。

#### (2) 審判官面接

審判においても、審判官との面接が可能です。

審判官面接におけるメリットは、審判官により補正の示唆等が提示される可能性があることです。

### 5. 合議体による審理

審判では、合議体による審理を経て、審判官から拒絶理由が通知される場合があります。ここでの拒絶理由は、通常、審査段階よりも詳しく記載されており、拒絶理由を解消させるための補正を示唆するような記載も比較的多く盛り込まれているように思われます。よって、これに丁寧に対応することで、権利化の可能性が高まります。

### 6. 審理終結通知および審決

審理終結通知は、審判官によって事件が審決するのに熟したと判断された際に通知され、その後、審決がなされます。なお以前とは異なり、特許審決および拒絶審決の両方で、審理終結が通知されることになっています。

### 7. おわりに

“拒絶査定”という言葉の響きに委縮されるかもしれませんが、上記を踏まえて丁寧に対応すれば、特許権を取得できる可能性は十分にあります。また、拒絶審決に対しては、審決取消訴訟において争うことが可能です。まずは弁理士にご相談ください。